

産業競争力強化法におけるグレーゾーン解消制度への照会案件について (概要)

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、事業者から新事業活動に関連する規定の適用の有無について確認を求める照会（グレーゾーン解消制度への照会）があった。概要は以下のとおりであり、個人情報保護法（以下「法」という）第 27 条第 1 項第 1 号の規定が適用されるものと認められる。

このため、産業競争力強化法第 7 条第 2 項に基づき、当委員会の主務大臣としての回答を照会者に行うとともに、同項に基づく公表を行うこととしたい。

1. 事業の概要：

資料 2 - 2 「3.」のとおり。

2. 確認の求めの内容：

資料 2 - 2 「4. (2)」のとおり。

3. 回答の内容：

不正口座開設防止サービス及び継続的顧客管理サービス（以下、併せて「本件サービス」という。）については、特定事業者の委託先である照会者 A によって照会書のとおり実施されることを前提とし、かつ、不正口座開設防止サービスの検証措置が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 32 条第 1 項第 2 号に規定する「取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること」に、継続的顧客管理サービスの検証措置が犯罪による収益の移転防止に関する法律第 11 条に規定する「当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」に該当することを前提とすれば、各検証措置における特定事業者の委託先である照会者 A と一般送配電事業者間の個人データの提供が法第 27 条第 1 項第 1 号に定める「法令に基づく場合」に該当し、本件サービスにおける個人データの提供に当たって、受電者本人の同意を取得する必要がないと解して差し支えない。

以上

(参照条文)

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

（定義）

第二条

1～3 （略）

4 この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動であって、産業競争力の強化に資するものとして主務省令で定めるものをいう。

5～35 （略）

（解釈及び適用の確認）

第七条 新技術等実証又は新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新技術等実証又は新事業活動及びこれに関連する事業活動（以下この項及び第十四条において「新事業活動等」という。）に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下この節及び第四百四十七条第一項において同じ。）の規定の解釈並びに当該新技術等実証又は新事業活動等に対するこれらの規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、遅滞なく、当該求めをした者に理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表するものとする。

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第十一条 特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下この条において「取引時確認等の措置」という。）を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、次に掲げる措置を講ずるように努めなければならない。

一～三 （略）

四 その他第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主務省令で定める措置

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第三十二条 法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 (略)

二 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、取引時確認等の措置（法第十一条に規定する取引時確認等の措置をいう。以下この条において同じ。）を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三～七 (略)

2～8 (略)